

千葉市建設局公正入札調査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、建設局が発注する物品調達及び業務委託等の入札（見積合せを含む。以下同じ。）の適正を期し、入札談合に関する情報に対する確かつ迅速な対応を行うため、千葉市建設局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、物品調達及び業務委託等についての入札談合に関する情報があった場合には、「千葉市公共工事等談合情報対応マニュアル」（財政局資産経営部契約課）に準じて、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報・事情聴取の実施・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組 織)

第3条 委員会は、建設局長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 建設局次長
- (2) 土木部長
- (3) 道路部長
- (4) 下水道企画部長
- (5) 下水道施設部長
- (6) 建設総務課長
- (7) 技術管理課長

2 委員長に事故があるときは、委員である建設局次長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、建設局建設総務課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日より施行するものとする。